

令和8年度 公立大学法人沖縄県立芸術大学
過半数代表者の選出手続き等に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、労働基準法（以下、「労基法」という。）に基づく各労使協定を締結するため、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下、「本学」という。）における、別表1に掲げる非常勤を含む教員及び職員（以下、「職員」という。）の過半数を代表する者（以下、「過半数代表者」という。）の選出手続きを等に関し必要な事項を定めるものとする。

(過半数代表者候補者の資格)

第2条 過半数代表候補者（以下「候補者」という。）は、職員のうち別表2に掲げる職員を除いた者でなくてはならない。

(過半数代表者の選出)

第3条 過半数代表者の選出は、職員の投票により行う。

2 過半数代表者は、職員の過半数の得票を得た者に決定する。

(候補者の届出)

第4条 候補者は、職員5名以上（候補者を除く）の推薦による自薦若しくは他薦とする。

2 候補者の届け出については、自薦の場合は別表3の様式により事務局総務課（以下、「事務局」という。）に届け出るものとし、他薦の場合は別表4の様式により事務局に届け出るものとする。

3 候補者の届出の日時は、令和8年2月18日から2月27日まで（土曜日、日曜日は除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(選挙)

第5条 事務局は、令和8年3月3日に候補者を本学ホームページ及び当蔵キャンパス、崎山キャンパス並びに金城キャンパス掲示板に公示するとともに、職員のメールアカウント等を記載した選挙人資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成し、職員あてメールにて通知する。

2 候補者への投票は、令和8年3月3日午前11時から同年3月18日午後5時までに、職員が資格者名簿に登録されたメールアカウント等から専用ウェブサイト（Google Form）にログインして投票する方法により行う。ただし、通信等の不具合により専用ウェブサイトにログインできない場合は、電子メールにより投票することができる。

3 立候補者が複数名の場合は、立候補者のうち信任する1名の氏名を、第2項で指定するウェブサイトで選択する方法、又は電子メールに記載する方法で行い、最多得票者1名

を過半数代表者とする。

4 立候補者が1名の場合は、過半数代表者選出の不信任について、第2項で指定するウェブサイト又は電子メールに記載する方法で投票を行い、有権者の過半数の異議(不信任)があった場合、不信任決議とし落選とする。なお、信任する場合も投票できるものとする。

5 上記3において、得票数が同数の場合は、事務取扱者がくじにより1人を選定して過半数代表者とすることを公示した後、7日以内に有権者の半数に達する異議申し立てがない場合は、その公示された者を過半数代表者とする。

(選挙の特例)

第6条 職員は、通信等の不具合により前条第2項の方法による投票ができなかった場合に限り、申し出により別表5又は別表6の投票用紙による投票を行うことができる。

2 希望する職員は、別表7の様式により投票用紙を請求し、次の手順により投票を行う。

(1)投票用紙は、氏名を記載した封筒に入れて封緘すること。

(2)前号の封筒は、事務局へ送付又は持参すること。

(3)投票用紙による投票は3月18日午後5時まで受け付けるものとし、3月18日午後5時を過ぎて事務局へ届いた場合は、投票をしなかったものとみなす。

3 事務局は、職員に対して投票用紙を交付するときは、資格者名簿に交付を記録するとともに、前条第2項の方法による投票の対象者から除外するものとする。

4 事務局は、投票用紙による投票があった場合、投票用紙を封緘した封筒は開封せずに、開票の時まで厳重に保管しなければならない。

(結果の報告等)

第7条 事務局は、投票期間終了後、即時開票し、開票翌日から1週間の間、その結果を本学ホームページ及び当蔵キャンパス、崎山キャンパス並びに金城キャンパス掲示板へ公示するものとする。

(過半数代表者の責務)

第8条 過半数代表者は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1)労基法第24条第1項ただし書に定める協定（賃金控除に関する協定）の締結

(2)労基法第34条第2項ただし書に定める協定（休憩時間の一斉付与原則の適用除外に関する協定）の締結

(3)労基法第36条第1項に定める協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結

(4)労基法第38条の3第1項に定める協定（専門業務型裁量労働制に関する協定）の締結

(5)労基法第90条に定める就業規則作成及び改廃における意見聴取

(6)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条第1

項ただし書及び第12条第2項に定める協定（育児・介護休業の対象から除外する労働者の協定）の締結

(7) 労基法その他関連諸法令において過半数代表者の責務として規定されている事項

2 前項各号に定める事項を遂行するにあたって、過半数代表者は職員の意見を広く反映したものになるよう努めるものとする。

(過半数代表者補佐及び副代表者の選任)

第9条 過半数代表者は前条の責務を全うするため、職員のうち別表2に掲げる者を除く職員から、その業務を補佐する者（過半数代表者補佐）を3名以上指名することができる。

2 過半数代表者は前項で指名した過半数代表者補佐の中から、過半数代表者の責務を代行することができる副代表者を選任するものとする。

(過半数代表者の任期)

第10条 このガイドラインにより選出された過半数代表者の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの原則1年間とし、再任を妨げない。

(不利益扱いの禁止)

第11条 職員は、過半数代表者であること、過半数代表者になろうとしたこと又は代表者として正当な行為をしたこと、過半数代表者補佐であることを理由として不利益な扱いを受けることはない。

(事務)

第12条 この業務に関する事務は、事務局総務課で処理する。

附 則

このガイドラインは、令和8年2月18日から施行する。

別表1（第1条関係）
過半数代表者の選出に伴う選挙人資格者

副学長
事務局長
学部長
研究科長
附属図書・芸術資料館長
芸術文化研究所長
その他の教員
事務局総務課長
事務局教務学生課長
その他の事務職員
非常勤職員（非常勤講師含む）
学校医

別表2（第2条、第10条関係）
監督又は管理の地位にある者

理事長
副学長
事務局長
学部長
研究科長
附属図書・芸術資料館長
芸術文化研究所長
事務局総務課長
事務局教務学生課長

別表3（第4条関係）
過半数代表者立候補届

過半数代表者候補立候補届

令和8年 月 日

事務局総務課 御中

氏名 印

労働者の過半数を代表する者の候補者として、立候補いたします。

記

1 推薦人（5名以上）

推薦人氏名	印
	印
	印
	印
	印

※候補者は、推薦人になれない。

別表4（第4条関係）
過半数代表者候補推薦届

過半数代表者候補推薦届

令和8年 月 日

事務局総務課 御中

推薦人代表者氏名

印

労働者の過半数を代表する者の候補者として、下記の通り届け出ます。

記

1 過半数代表者候補者

--

2 推薦人（5名以上）

推薦人氏名	印
	印
	印
	印
	印

※候補者は、推薦人になれない。

別表5（第6条関係）
過半数代表者選出選挙投票用紙

過半数代表者選出選挙投票用紙		
事務取扱者 ○ ○		
投票する候補者1人に○印を記入して 下さい。		

別表6（第6条関係）
過半数代表者信任投票用紙

過半数代表者信任投票用紙 事務取扱者 ○ ○
信任する場合は○印を記入して下さい。 不信任の場合は×印を記入して下さい。

別表7（第6条関係）

投票用紙請求書

公立大学法人沖縄県立芸術大学過半数代表者選出選挙

投票用紙請求書

令和8年 月 日

事務局総務課 御中

請求者

公立大学法人沖縄県立芸術大学過半数代表者選出選挙にあたり、投票用紙を請求いたしますので、下記の住所へお送りください。

記

投票用紙の送り先

〒

電話番号